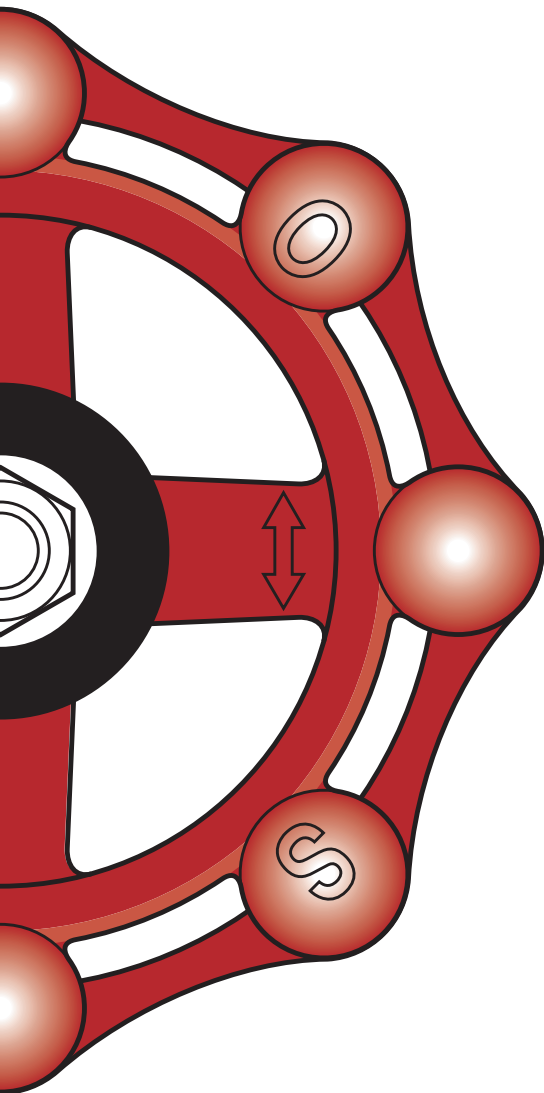


KITZ



第105回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴西の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名増員選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

書面及びインターネットによる議決権行使期限
2019年6月24日（月曜日）午後6時まで

■目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	16
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51

株式会社 **キッツ**

証券コード：6498

株主各位

千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社 **キッツ**

代表取締役社長 堀田 康之

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴西の間」 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第105期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 | 監査役1名増員選任の件 |
| | 第5号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| | 第6号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の注記及び計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、本招集ご通知の提供書面には記載していませんが、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付の提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.kitz.co.jp/>

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席	議決権行使書を郵送	インターネットによる行使
 <p>議決権行使書を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)</p>	 <p>議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。</p>	 <p>次頁の案内に従って議案の賛否をご入力ください。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070C0; color: white; margin: 10px auto; width: 80%;"> 株主総会開催日時 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">2019年6月25日(火) 午前10時</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070C0; color: white; margin: 10px auto; width: 80%;"> 行使期限 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">2019年6月24日(月) 午後6時到着分まで</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070C0; color: white; margin: 10px auto; width: 80%;"> 行使期限 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">2019年6月24日(月) 午後6時まで</p>

▶▶▶ 詳細は次頁をご覧ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社キッツ 御中

株主総会日 議決権の数 年 月 日 年 月 日

議 案	原案に対する賛否	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
[次の候補者を除く]		
第3号議案	賛	否
第4号議案	賛	否
第5号議案	賛	否
第6号議案	賛	否

株主日現在のご所有株式数 株
議 決 権 の 数

お 願 い

1. 2. 3.

ログイン用QRコード
 原本 XXXX-XXXX-XXXX-XXX
 XXXXXXX
 XXXXXX

株式会社キッツ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

【第1号・第3号・第4号・第5号・第6号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を () 内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



インターネットで議決権を行使される場合

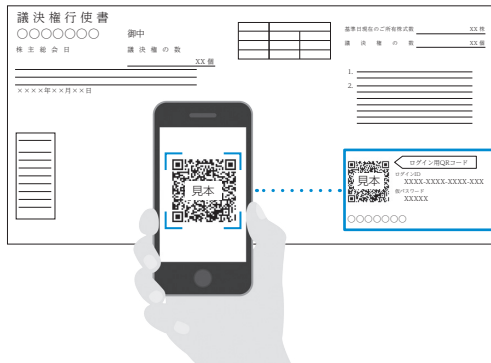
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、賛否をご入力ください。

行使期限 **2019年6月24日(月) 午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」
を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすること
ができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を
読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが出来ない場合があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

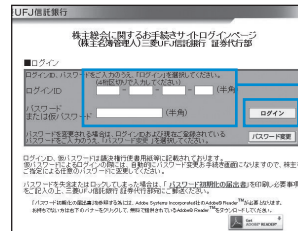
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、
右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」
及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックし
てください。

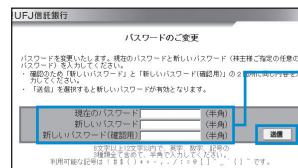


「ログインID」及び
「仮パスワード」を
入力

「ログイン」を
クリック

※パソコンで表示した場合
の画面イメージです。

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」
を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

- ◎毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。
- ◎インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ◎株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ◎複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い
(1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
(2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00 (年中無休)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 事業領域の拡大及び新規事業分野への参入に対応するため、現行定款第2条（目的）の規定に目的の追加及び号数の変更を行うものであります。
- ② コーポレートガバナンス体制の充実・強化の一環として、取締役会の監督機能の向上と監査の実効性確保をより高めるため、監査役を1名増員したいと存じます。
これに伴い、監査役員数の規定を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部分が変更箇所です。）

(現 行 定 款)	(変 更 案)
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行通り)
(1) バルブ及びその他の流体制御用機器並びにその付属品の製造販売	(1) (現行通り)
(2) 給排水その他配管設備の設計施工及び保守管理	(2) (現行通り)
(3) 鋳物、鍛造品及び伸銅品並びにその加工品の製造販売	(3) (現行通り)
(4) 水浄化関連装置の製造販売、リース、保守管理及び技術の提供	(4) (現行通り)
(5) 浄水器、工業用フィルター、医療機器、その他濾過用機器及びその付属品の製造販売	(5) (現行通り)
(6) 養殖関連装置及びそのプラントの設計施工、保守管理及び技術の提供	(6) (現行通り)
(新 設)	(7) <u>エネルギー関連装置及びそのプラントの設計施工、保守管理及び技術の提供</u>
<u>(7) 不動産の賃貸及び売買</u>	<u>(8) 不動産の賃貸及び売買</u>
<u>(8) ホテル、レストラン、喫茶及び売店の経営</u>	<u>(9) ホテル、レストラン、喫茶及び売店の経営</u>
<u>(9) 前各号の事業に付帯し又は関連する一切の事業</u>	<u>(10) 前各号の事業に付帯し又は関連する一切の事業</u>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(員数及び選任)	(員数及び選任)
第28条 当社の監査役は、4名以内とする。	第28条 当社の監査役は、5名以内とする。
2. 監査役は、株主総会において選任する。	2. (現行通り)
3. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	3. (現行通り)

第2号議案

取締役7名選任の件

当社は、定款の定めにより取締役の任期を1年としており、本総会終結の時をもって取締役全員（6名）任期満了となります。つきましては、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当		取締役会 出席状況
①	ほっ た やす ゆき 堀田 康之	代表取締役社長 社長執行役員	再任 取締役在任年数：12年	100% 15/15回
②	な とり とし あき 名取 敏照	取締役 副社長執行役員 アジア汎用弁戦略室長	再任 取締役在任年数：8年	100% 15/15回
③	むら さわ とし ゆき 村澤 俊之	取締役 常務執行役員 管理本部長、内部監査室、内部統制、ESG 及びグループリスクマネジメント担当	再任 取締役在任年数：3年	100% 15/15回
④	こう の まこと 河野 誠	常務執行役員 パルプ事業統括本部長	新任	—
⑤	まつ もと かず ゆき 松本 和幸	社外取締役	再任 社外 独立 取締役在任年数：6年	100% 15/15回
⑥	あ もう みのる 天羽 稔	社外取締役	再任 社外 独立 取締役在任年数：4年	93% 14/15回
⑦	ふじ わら ゆたか 藤原 裕	社外取締役	再任 社外 独立 取締役在任年数：2年	100% 15/15回

① ほつ た やす ゆき 堀田 康之 (1955年6月18日生)

所有する当社株式の数： 146,800株
 取締役在任年数： 12年
 取締役会出席状況： 15/15回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3月 当社入社
 1997年 1月 営業本部中部支社長
 2001年 4月 長坂工場長
 2001年 10月 株式会社キッツエスシーティー常務取締役
 2004年 6月 同社代表取締役社長
 2006年 4月 当社常務執行役員、バルブ事業部長
 2007年 4月 専務執行役員、バルブ事業部長
 2007年 6月 取締役、専務執行役員、バルブ事業部長
 2008年 6月 代表取締役社長、社長執行役員、バルブ事業部長
 2009年 4月 代表取締役社長、社長執行役員、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

堀田康之氏は、2008年に代表取締役社長執行役員に就任以来、健全で透明性の高い経営を実現すべくコーポレートガバナンスの強化と当社グループのグローバル化を強力に推進し、企業価値の向上に邁進すべく陣頭に立ってまいりました。当社は、豊富な見識と経験に基づく優れた経営判断能力を活かし、すべてのステークホルダーからの期待に応えるべく、経営の監督と執行、当社の取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化への貢献が期待できると判断しました。

② な とり とし あき 名取 敏照 (1957年1月20日生)

所有する当社株式の数： 36,200株
 取締役在任年数： 8年
 取締役会出席状況： 15/15回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 3月 当社入社
 1999年 10月 生産本部茅野工場長
 2004年 4月 株式会社キッツメタルワークス常務取締役
 2009年 7月 同社代表取締役社長
 2010年 4月 当社執行役員、生産本部長
 2011年 4月 執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
 2011年 6月 取締役、執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
 2012年 4月 取締役、常務執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
 2013年 4月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長
 2014年 4月 取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長
 2017年 4月 取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長
 2019年 4月 取締役、副社長執行役員、アジア汎用弁戦略室長、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

名取敏照氏は、生産部門担当の取締役執行役員や国内グループ会社の代表取締役及び海外グループ会社の取締役を歴任し、よいモノづくりを通して、当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献してまいりました。2019年度からは、第4期中期経営計画に基づき、アセアン地域市場のニーズに応える品質・価格の製品の本格投入を強力に推し進めることができると期待しております。当社は、豊富な経験と実績を取締役会における経営戦略等の立案・審議や執行の監督等に活かすことができると判断しました。

3 むら さわ とし ゆき
村澤俊之 (1959年2月9日生)

所有する当社株式の数： 61,700株
取締役在任年数： 3年
取締役会出席状況： 15/15回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月 当社入社
2001年 4月 経営企画部長
2009年 4月 執行役員、経営企画部長、広報・IR室及び関連事業担当
2011年10月 執行役員、経営企画本部長
2014年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
2016年 4月 執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2016年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2017年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当
2019年 4月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制、ESG及びグループリスクマネジメント担当、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

村澤俊之氏は、経営企画部門や管理部門の取締役執行役員や国内外のグループ会社の取締役を歴任し、事業のグローバル化を踏まえた当社グループの事業戦略の立案・執行をはじめ、グローバルに戦うための人材育成やダイバーシティを推し進め、当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献してまいりました。当社は、豊富な見識と経験を取締役会における経営戦略等の立案・審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上にさらに寄与できると判断しました。

4 こう の まこと
河野誠 (1966年3月10日生)

所有する当社株式の数： 14,400株
取締役在任年数： -
取締役会出席状況： -



新任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2008年 8月 バルブ事業部海外営業本部プロジェクト営業部長
2011年12月 プロジェクト統括部長
2013年 4月 バルブ事業統括本部生産本部生産管理部長
2015年 4月 バルブ事業統括本部事業企画部長
2016年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
2017年 4月 KITZ Corporation of Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director及びKITZ Valve & Actuation Singapore Pte. Ltd. Managing Director
2019年 4月 当社常務執行役員、バルブ事業統括本部長、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

河野誠氏は、バルブ事業の営業部門及び生産部門の業務に携わり、また、経営企画部門担当の執行役員や海外グループ会社の経営者としての経験も有しており、今後、バルブ事業を強力に牽引していくことが期待されます。豊富な知識と経験を取締役会の経営戦略等の立案・審議・執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断しました。

5 まつもと かず ゆき
松本和幸 (1945年9月21日生)

所有する当社株式の数： 5,300株
取締役在任年数： 6年
取締役会出席状況： 15/15回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月 帝人製機株式会社入社
2001年 6月 同社取締役
2003年 9月 ナプテスコ株式会社執行役員
2004年 6月 同社取締役
2005年 6月 同社代表取締役社長
2011年 6月 同社取締役会長
2013年 6月 同社相談役
株式会社トプコン社外取締役、現在に至る
当社社外取締役、現在に至る
【重要な兼職の状況】 株式会社トプコン社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

松本和幸氏は、ナプテスコ株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、技術戦略に関する幅広い見識を有しており、2013年から社外取締役として、客観的かつ独立した公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、その経験・能力を高く評価しており、今後もその知見を活かした監督と助言を求めめるため、引き続き社外取締役をお願いするものであります。

6 あもう
天羽 稔 (1951年12月9日生)

所有する当社株式の数： 3,000株
取締役在任年数： 4年
取締役会出席状況： 14/15回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 デュポンファーイースト日本支社（現デュポン株式会社）入社
2000年 3月 同社取締役
2002年 3月 同社常務取締役
2004年 3月 同社専務取締役 兼 エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディレクター
2005年 7月 同社取締役副社長
2006年 9月 同社代表取締役社長
2013年 1月 同社代表取締役会長 兼 デュポンアジアパシフィックリミテッド社長
2014年 9月 デュポン株式会社名誉会長
2015年 6月 当社社外取締役、現在に至る
2016年 3月 大塚化学株式会社監査役
2019年 3月 同社社外取締役、現在に至る
【重要な兼職の状況】 大塚化学株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

天羽稔氏は、グローバルに事業を展開するデュポン株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い見識を有しており、2015年から社外取締役として、客観的かつ独立した公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、その経験・能力を高く評価しており、今後もその知見を活かした監督と助言を求めめるため、引き続き社外取締役をお願いするものであります。

7

ふじ 原
藤 原ゆたか
裕 (1951年4月20日生)

所有する当社株式の数： 2,000株
 取締役在任年数： 2年
 取締役会出席状況： 15/15回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 三井海洋開発株式会社入社
 1987年 4月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社
 1994年 8月 同社ニューヨーク副支店長
 1996年 6月 同社シカゴ支店長
 1998年 8月 オムロン株式会社入社
 2005年 6月 同社執行役員、財務IR室長
 2007年 3月 同社執行役員、グループ戦略室長
 2008年 12月 同社執行役員常務、IR企業情報室長
 2013年 6月 ナプテスコ株式会社社外取締役、現在に至る
 2017年 6月 当社社外取締役、現在に至る

【重要な兼職の状況】 ナプテスコ株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者を歴任した後、グローバルに事業を展開するオムロン株式会社において財務・IR・グループ戦略を担当する執行役員として活躍され、グローバルな観点からの経営管理に高い見識を有しており、2017年から社外取締役として、客観的かつ独立した公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、その経験・能力を高く評価しており、今後もその知見を活かした監督と助言を求めため、引き続き社外取締役をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の在任年数は本総会終結の時における期間となります。
3. 松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は社外取締役の候補者であります。
4. 松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を充足しております。また、松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、取締役に再任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏との間で当該契約を締結しておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役 高井龍彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

たか い たつ ひこ
高井龍彦 (1952年2月3日生)

所有する当社株式の数	6,000株
監査役在任年数	4年
取締役会出席状況	15/15回
監査役会出席状況	15/15回

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況



1974年 7月	三井金属鉱業株式会社入社
2004年 6月	同社執行役員財務部長 三井金属エンジニアリング株式会社社外監査役
2007年 6月	三井金属鉱業株式会社最高財務責任者(CFO)兼上席執行役員財務部長
2008年 6月	同社常勤監査役
2011年 6月	株式会社ナカボーテック社外監査役
2015年 6月	当社社外監査役、現在に至る

再任 社外 独立

【社外監査役候補者とした理由】

高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社において、長年同社の経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、同社の最高財務責任者(CFO)兼上席執行役員及び常勤監査役を歴任され、財務及び会計並びに監査役の職務に関する相当程度の知見を有しているうえ、当社における常勤監査役としての豊富な経験から監査役の職務に精通しており、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能の強化及び会計監査人の職務遂行の監視・検証機能の充実に貢献していただくことができると判断しました。

- (注) 1. 高井龍彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 同氏の在任年数は本総会終結の時における期間となります。
 3. 同氏は社外監査役の候補者であります。
 4. 同氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(14頁)を充足しております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、監査役に再任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 5. 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、同氏との間で当該契約を締結しておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案

監査役1名増員選任の件

当社は、監査の体制と機能の中立性及び独立性をより高めることを目的として、社外監査役を1名増員することとし、その選任をお願いするものであります。

本議案は、当社の指名委員会における審議及び答申に基づき取締役会において決定したものであり、本議案が原案通り承認された場合、監査役の過半数が当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たす社外監査役となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認されることを前提条件といたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

こばやし あやこ
小林 彩子 (1975年10月14日生)

所有する当社株式の数： —



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 2000年10月 弁護士登録
 - 2009年1月 片岡総合法律事務所パートナー
 - 2013年9月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師、現在に至る
 - 2018年4月 弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー、現在に至る
- 【重要な兼職の状況】 弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー

新任 社外 独立

【社外監査役候補者とした理由】

小林彩子氏は、ファイナンス、企業法務、コンプライアンス、M&A、争訟・紛争解決、危機管理その他の幅広い分野において、弁護士として活躍されています。当社は、その豊富な経験・能力を高く評価しており、今後、その知見を活かし、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能の強化及び会計監査人の職務執行の監視・検証機能の充実に貢献していただくことができると判断しました。

- (注) 1. 小林彩子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は新任の社外監査役候補者であります。
 3. 同氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(14頁)を充足しております。また、同氏は、監査役に選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 4. 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、本議案が原案通り承認された場合には、新たに同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

〔ご参考〕「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）が下記①乃至⑫のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者若しくはその他の使用人。以下同じ）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額〔当社グループから支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上の者）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額〔その者が当社グループに支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上である者）またはその業務執行者
- ④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している金融機関またはその親会社若しくは子会社）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士等の法律専門家、公認会計士または税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者（但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者）
- ⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者（但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者）
- ⑧ 当社の主要株主（直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主）または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが大出資者（当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者）となっている者またはその業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑩に該当していた者
- ⑫ 当社グループの業務執行者のうち業務執行取締役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者（配偶者または二親等以内の親族。以下同じ）及び上記②乃至⑪に該当する者の取締役、執行役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者である者

第 5 号議案

取締役の報酬額改定の件

取締役の年間の報酬額につきましては、2006年6月29日開催の定時株主総会において、「年額3億円以内」としてご承認を得て今日に至っておりますが、機動的な経営体制の構築に伴う取締役員数の増加並びに人材確保及び報酬水準等を勘案し、取締役の報酬等の額を「年額4億円以内（うち社外取締役分7千万円以内）」に改定をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与は含まないことといたします。取締役（社外取締役を除く）の賞与につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を目途とし、かつ株主配当を実施する場合に支給するものといたします。

また、現在の取締役員数は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案を原案通りご承認いただきますと7名（うち社外取締役3名）になります。

第 6 号議案

監査役の報酬額改定の件

監査役の年間の報酬額につきましては、1994年6月29日開催の定時株主総会において、「年額7千万円以内」としてご承認を得て今日に至っておりますが、機動的な経営監査体制の構築に伴う監査役員数の増加並びに人材確保及び報酬水準等を勘案し、監査役の報酬等の額を「年額1億円以内」に改定をお願いするものであります。

また、現在の監査役員数は4名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案及び第4号議案を原案通りご承認いただきますと5名（うち社外監査役3名）になります。

以上

第105期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概要

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、中国経済の減速により輸出や生産に減少はみられたものの、企業収益が底堅く推移する中、設備投資が高水準を維持するなど回復基調が継続しました。海外経済では、良好な雇用情勢に基づく個人消費の改善を背景に、米国経済が堅調に推移する一方で保護主義的な政策による貿易摩擦の懸念や中国経済の減速の各国への影響など不確実性が高まり、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、バルブ事業において、好調に推移していた半導体製造設備向けが第4四半期に減速したものの、国内建築設備向けや工業用向けが好調に推移したことに加え、原油価格上昇により海外市場向けが回復したことなどにより増収となり、伸銅品事業においても販売重量の増加により増収となった結果、売上高の総額は前期比9.7%増の1,366億37百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業において国内及び海外での増収の他、製造コストの削減に加え、国内における価格改定効果により、前期比15.8%増の117億13百万円となりました。また、経常利益は、前期比22.1%増の118億83百万円となり、営業利益、経常利益ともに、過去最高となりました。

なお、2018年4月に工業用バタフライバルブに強みを有する韓国のバルブメーカーCephas Pipelines Corp.の株式を100%取得し、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めておりますが、韓国経済の急激な減速や主要な納入先である韓国プラントエンジニアリング向け売上の減少等の影響によって収益性が悪化したことから、改めて将来キャッシュ・フローを見直し、のれんを中心に固定資産の減損損失として24億83百万円を計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比13.7%減の56億25百万円となりました。

事業セグメント別の概況は以下の通りであります。

イ. バルブ事業

バルブ事業の外部売上高は、好調に推移していた半導体製造設備向けが第4四半期に減速したものの、国内市場においては、首都圏を中心とする建築設備向け及び製造業全般における保守・更新や生産能力増強のための設備投資により工業用向けが好調を維持したことにより増収となりました。海外市場においても、アジア向け、欧州及び米州向けが回復基調となったことに加え、中東向け大型プロジェクトへの納入もあり増収となった結果、バルブ事業の売上高は、前期比12.0%増の1,099億69百万円となり、バルブ事業セグメントとして初めて売上高が1,000億円を超えました。営業利益は、増収及び製造コストの削減に加え、原材料の他、部品、副資材及び物流費用の高騰を受け、2年連続で国内向け製品の販売価格改定を実施したことも寄与し、前期比16.7%増の149億38百万円となりました。

ロ. 伸銅品事業

伸銅品事業の外部売上高は、主力の黄銅棒売上について売価に影響を与える原材料相場の下落に伴う販売単価の下落はありましたが、販売重量の増加により、前期比0.5%増の236億43百万円となりました。営業利益は、原材料相場変動の影響もあり、前期比58.9%減の2億87百万円となりました。

ハ. その他

その他の外部売上高は、ホテル事業において、団体客は減少したものの個人客が増加したことなどにより、前期比5.5%増の30億25百万円となり、営業利益は、増収になったことに加え、コスト削減に努めた結果、90百万円（前期は28百万円の営業損失）となりました。

企業集団の事業セグメント別外部売上高

(単位 百万円)

事業セグメント の名称	第104期 (2018年3月期)		第105期 (2019年3月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
バルブ事業	98,162	78.8%	109,969	80.5%	11,806	12.0%
伸銅品事業	23,535	18.9	23,643	17.3	107	0.5
そ の 他	2,867	2.3	3,025	2.2	157	5.5
合 計	124,566	100	136,637	100	12,071	9.7

② 設備投資の状況

バルブ事業では、当社において基幹システム投資を行った他、タイ及び台湾の製造子会社を中心に生産設備等の新規・更新投資などを行いました。また、伸銅品事業においても、鑄造及び製棒設備等の新規・更新投資などを行ったことにより、設備投資の総額は99億98百万円（無形固定資産を含む）となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、買収会社の連結加入による借入金増加や長期借入金33億19百万円の調達はありましたが、長期・短期借入金71億48百万円を返済し、私募社債8億44百万円の償還を行ったことなどにより、有利子負債残高は、前期末比8億44百万円減の334億57百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第102期 (2016年3月期)	第103期 (2017年3月期)	第104期 (2018年3月期)	第105期 (2019年3月期)
売上高	117,278	114,101	124,566	136,637
経常利益	7,300	8,799	9,733	11,883
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,915	5,400	6,518	5,625
1株当たり当期純利益	45.50円	51.43円	65.50円	58.50円
総資産	119,422	119,148	133,545	131,657
純資産	76,096	74,892	77,391	76,829
1株当たり純資産	700.17円	727.78円	782.98円	793.74円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、上記発行済株式総数については自己株式を除いております。
2. 当社は第103期より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めるとともに、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第105期（2019年3月期）の期首から適用しており、第104期（2018年3月期）の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(第103期)

バルブ事業において、国内市場向けで増収となりましたが、海外市場向けは原油価格低迷による設備投資の抑制や、円高の影響などから減収となりました。また、伸銅品事業においても、原材料相場下落に伴う販売価格の低下及び販売量の減少により大幅な減収となった結果、売上高の総額は前期比2.7%減の1,141億1百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業における製造コスト削減等により、前期比23.2%増の89億29百万円、経常利益は前期比20.5%増の87億99百万円となりました。また、政策保有株式の一部を売却したことにより投資有価証券売却益を計上した一方、財務内容の健全化を目的として本社不動産に信託受益権を設定し、その譲渡を行ったことにより減損損失を計上いたしました。更に、法人税等については、2014年3月期において計上した移転価格税制に基づく調査による更正額7億16百万円について、日米相互協議の終了を受け、6億22百万円の還付を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比9.9%増の54億円となりました。

(第104期)

バルブ事業においては、半導体製造装置向けで大幅な増収となった他、国内建築設備向けが好調に推移したことにより増収となりました。また、伸銅品事業においても、原材料相場の上昇に伴う販売価格の上昇により大幅な増収となった結果、売上高の総額は前期比9.2%増の1,245億66百万円となりました。

損益面では、営業利益は、半導体製造装置向けの増収やバルブ事業における製造コスト削減等により、前期比13.3%増の101億17百万円、経常利益は前期比10.6%増の97億33百万円となりました。また、前期において計上した本社不動産の減損損失がなくなった他、前期に引き続き政策保有株式の一部売却による投資有価証券売却益の計上などもあり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比20.7%増の65億18百万円となりました。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第102期 (2016年3月期)	第103期 (2017年3月期)	第104期 (2018年3月期)	第105期 (2019年3月期)
売上高	64,159	61,933	64,118	72,262
経常利益	3,557	5,098	6,506	7,609
当期純利益	2,494	3,768	5,445	2,985
1株当たり当期純利益	23.09円	35.89円	54.72円	31.05円
総資産	94,407	93,255	105,903	99,045
純資産	57,229	54,977	55,769	54,079
1株当たり純資産	533.78円	542.23円	572.91円	567.81円

(注) 注記事項につきましては①企業集団の財産及び損益の状況の注記をご参照ください。

(3) 企業集団が対処すべき課題

国内経済は、人手不足の深刻化による合理化・省力化投資は見込まれますが、消費税増税の個人消費への影響や東京オリンピック後の成長鈍化が予想されます。また、海外経済は、米中貿易摩擦など海外経済を巡る不確定要素や世界的な景気減速の懸念により、先行きの不透明感を払拭することができない状況となっております。

このような状況の中、本年より、第4期中期経営計画（2019年度から2021年度）をスタートさせました。この中期経営計画を策定するにあたり、2030年に目指す長期の成長の方向性を明確にしました。定量的には、売上高は年平均成長率4%、EPSは年平均成長率7%、ROEについては12%を掲げています。第4期中期経営計画は、これらの新たな目標に向けた成長へのステップにまいります。

また、販売面において、バルブ事業の国内市場では、重点商品の製品バリエーション拡大によりシェア拡大を図る他、エンドユーザー開拓活動の継続・改善を行ってまいります。海外市場では、2019年4月1日付でアジア汎用弁戦略室を新設し、ミドルクラス（ポリウムゾーン）に本格参入すべく、品揃えの拡充による建築設備分野への売上拡大を図ってまいります。プラント向けでは、プロジェクトビジネスとMRO（メンテナンス・リペアアンドオペレーション）ビジネスをつなぐ仕組みを構築し、収益の向上を目指してまいります。

生産面においては、キッツ及び海外生産子会社が連携したグループ全体のコストダウンや、グローバル調達の推進による調達コストの低減、新技術の研究と製造現場への導入による生産性の向上を図ってまいります。また、開発面においても、新製品をスピーディーに市場投入するとともに、モジュール化による製品の統廃合を進めてまいります。

さらに、グループ各社の流体ソリューション事業を統合管理して相乗効果を創出し新規ビジネスの立ち上げにつなげてまいります。

伸銅品事業においては、新規設備稼働による大幅な生産性向上と特色ある材料開発・販売による収益の改善を図ってまいります。

その他では、ホテル事業において、マーケティング分析を強化するとともにサービス品質の向上に努め、「感動」と「居心地の良い時間」を提供してまいります。

経営面では、グループ人事機能の強化及びグローバル人財の育成並びに女性活躍推進を通じて、ダイバーシティをより一層推進してまいります。また、グローバル資金管理を強化し、グループ資金の見える化・効率化により余剰資金を有効に活用してまいります。さらに、メーカーとしての責任を果たすと同時に社会から信頼される企業を目指し、第4期中期経営計画では、改めてESGを重要テーマの一つに掲げました。ESGに関する課題を整理し、実践する仕組みを構築しながら、これまで行ってきた取り組みをさらに進化させてまいります。

(4) 重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東洋バルブ(株)	100百万円	100%	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	90百万円	93.3	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティー	300百万円	100	半導体製造装置用配管部材の製造販売
(株)キッツマイクロフィルター	90百万円	100	濾過用機器及びその付属品の製造販売
KITZ (THAILAND) LTD.	500百万タイバート	92	バルブの製造販売
台湾北澤股份有限公司	200百万台湾元	100	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	49百万中国元	100	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	62百万中国元	100(100)	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	22百万中国元	100(100)	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	42百万中国元	100	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	10百万中国元	100	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	3,000千米ドル	100	バルブの仕入販売
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	64,000千ブラジルリアル	100	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	421千ユーロ	100	バルブの製造販売
KITZ Europe GmbH	500千ユーロ	100	バルブの仕入販売
Perrin GmbH	1,538千ユーロ	100(100)	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	11,142千米ドル	100	バルブの仕入販売
Cephas Pipelines Corp.	2,454百万ウォン	100	バルブの製造販売
(株)キッツメタルワークス	490百万円	100	伸銅品の製造販売
(株)ホテル紅や	490百万円	100	ホテル及びレストランの経営

- (注) 1. 出資比率の()内は子会社による出資比率を内数で表示しております。
 2. Cephas Pipelines Corp.は2018年4月17日をもって全株式を取得しております。
 3. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループの主要な製品または事業名

事業区分	主要な製品または事業名
バルブ事業	青銅バルブ、鉄鋼バルブ、その他バルブ関連製品、濾過関連製品及びその付属品の製造販売
伸銅品事業	伸銅品及び伸銅加工品の製造販売
その他	ホテル及びレストランの経営

(6) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	千葉市	新 潟 営 業 所	新潟市
長 坂 工 場	山梨県北杜市	北 陸 営 業 所	富山市
伊 那 工 場	長野県伊那市	甲 信 営 業 所	長野県茅野市
茅 野 工 場	長野県茅野市	東 海 営 業 所	静岡市
北 海 道 営 業 所	札幌市	名 古 屋 営 業 所	名古屋市
東 北 営 業 所	仙台市	大 阪 営 業 所	大阪市
北 関 東 営 業 所	さいたま市	岡 山 営 業 所	岡山市
東 京 営 業 所	東京都中央区	広 島 営 業 所	広島市
横 浜 営 業 所	横浜市	九 州 営 業 所	福岡市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
東洋バルブ(株)	東京都中央区
(株)清水合金製作所	滋賀県彦根市
(株)キッツエスシーティー	群馬県太田市
(株)キッツマイクロフィルター	長野県諏訪市
KITZ (THAILAND) LTD.	タイ (サムットプラカーン県)
台湾北澤股份有限公司	台湾 (高雄市)
北澤閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤精密機械(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
連雲港北澤精密閥門有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
上海開滋国際貿易有限公司	中華人民共和国 (上海市)
KITZ CORP. OF AMERICA	アメリカ (テキサス州)
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	ブラジル (リオグランデ・ド・スル州)
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	スペイン (バルセロナ県)
KITZ Europe GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
Perrin GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール
Cephas Pipelines Corp.	韓国 (釜山広域市)
(株)キッツメタルワークス	長野県茅野市
(株)ホテル紅や	長野県諏訪市

(注) (株)キッツエスシーティーの主要な事業所は工場所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
バルブ事業	4,525名	141名増
伸銅品事業	233	19名増
その他の	106	14名増
全社（共通）	81	9名増
合計	4,945	183名増

- (注) 1. 上記には当社グループからグループ外への出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。
2. 全社（共通）は特定のセグメントに属さない管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,290名	24名増	40.4歳	14.7年

(注) 上記には出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先及び借入額（2019年3月31日現在）

(単位 百万円)

名 称	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,590
株式会社三菱UFJ銀行	2,207
株式会社みずほ銀行	1,487

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 95,571,302株
 (注) 上記の発行済株式の総数には当事業年度末において保有する自己株式4,825,209株を含めておりません。
- ③ 株主数 10,309名
 (注) 株主数には当社を含めております。
- ④ 大株主（上位10名）

名 称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,053千株	9.47%
北 沢 会 持 株 会	4,414	4.62
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,303	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,946	4.13
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,444	3.60
公 益 財 団 法 人 北 沢 育 英 会	3,411	3.57
キ ッ ツ 取 引 先 持 株 会	2,989	3.13
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,553	2.67
GOVERNMENT OF NORWAY	2,347	2.46
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	2,328	2.44

- (注) 1. 当社は2019年3月31日現在、自己株式4,825千株を保有しており、上記大株主から除外しております。
 また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。
 なお、当社は「役員報酬BIP信託」を採用しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が当社株式を329千株を保有しておりますが、当該自己株式には含めておりません。
2. 上記の持株数には信託業務に係る株式を次の通り含んでおります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 9,053千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,946千株
3. 住友生命保険相互会社の持株数には変額口9千株及び特別勘定24千株を含んでおります。

(2) 新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況（2019年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

氏名	当社における地位及び担当
堀田康之	代表取締役社長（社長執行役員）
名取敏照	取締役（専務執行役員、バルブ事業統括本部長）
村澤俊之	取締役（執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当）
松本和幸	社外取締役
天羽稔	社外取締役
藤原裕	社外取締役
近藤雅彦	常勤監査役
木村太郎	常勤監査役
高井龍彦	社外監査役
作野周平	社外監査役

- (注) 1. 当社は社外取締役 松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 当社は社外監査役 高井龍彦及び作野周平の両氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 当事業年度末以降における取締役の担当の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
名取敏照	取締役、副社長執行役員、アジア汎用弁戦略室長	取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長	2019年4月1日
村澤俊之	取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制、E S G及びグループリスクマネジメント担当	取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当	2019年4月1日

4. 監査役 近藤雅彦氏は、グループ会社を統括する管理部門担当の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築及び強化を推し進めるなど、事業経営、労務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
5. 監査役 木村太郎氏は、長年にわたり当社の経理・財務部門を主管するとともに、グループ会社を統括する管理部門担当の執行役員として内部統制システムの整備と内部監査機能の強化に加え、リスクマネジメント体制の構築を推し進めるなど、監査役に期待される内部統制及びリスク管理並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 社外監査役 高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社において、長年同社の経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、同社の最高財務責任者（CFO）兼 上席執行役員及び常勤監査役を歴任され、財務及び会計並びに監査役の職務に関する相当程度の知見を有しています。
7. 社外監査役 作野周平氏は、横河電機株式会社において、グループを統括する経営管理部門における幅広い経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等の経験を通じてコーポレートガバナンスに関する見識も備えるなど、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く。本項において以下同じ。）及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の主な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取 締 役	名 取 敏 照	上海開滋国際貿易有限公司	取 締 役
		KITZ CORP. OF AMERICA	取 締 役
		KITZ Europe GmbH	取 締 役
		KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	取 締 役
		Cephas Pipelines Corp.	取 締 役
	村 澤 俊 之	(株)キッツマイクロフィルター	監 査 役
(株)キッツメタルワークス		監 査 役	
(株)ホテル紅や		監 査 役	
常 勤 監 査 役	近 藤 雅 彦	東洋バルブ(株)	監 査 役
		(株)キッツエスシーティ	監 査 役
		(株)キッツマイクロフィルター	監 査 役
		(株)ホテル紅や	監 査 役
		台湾北澤股份有限公司	監 査 役
		北澤精密機械(昆山)有限公司	監 査 役
	木 村 太 郎	北澤半導体閥門(昆山)有限公司	監 査 役
		(株)清水合金製作所	監 査 役
		(株)キッツメタルワークス	監 査 役
		北澤閥門(昆山)有限公司	監 査 役
		連雲港北澤精密閥門有限公司	監 査 役
		上海開滋国際貿易有限公司	監 査 役

(注) 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りであります。

(名 称)	(事業の内容)
東洋バルブ(株)	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティ	半導体製造装置用配管部材の製造販売
台湾北澤股份有限公司	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	バルブの仕入販売
KITZ Europe GmbH	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	バルブの仕入販売
Cephas Pipelines Corp.	バルブの製造販売

④ 当事業年度末における執行役員（兼任取締役を除く）の氏名及び当社における担当

氏名	担当
下 平 和 彦	執行役員 法務部長、知的財産部担当
平 林 一 彦	執行役員 バルブ事業統括本部生産本部長、NEW KICSセンター担当
坂 根 哲 夫	執行役員 バルブ事業統括本部国内営業本部長
小 出 幸 成	執行役員 IT統括センター長
小 山 順 之	執行役員 CS統括センター長
栗 原 等	執行役員 経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
葛 城 健 志	執行役員 管理本部副本部長
田草川 勝	執行役員 バルブ事業統括本部プロダクトマネジメントセンター長

(注) 1. 当事業年度中における執行役員（兼任取締役を除く）の異動
退任執行役員

氏名	退任時の地位	退任年月日
下 平 和 彦	執行役員	2019年3月31日

2. 当事業年度末以降における執行役員（兼任取締役を除く）の異動
新任執行役員

氏名	就任時の地位及び担当	就任年月日
河 野 誠	常務執行役員 バルブ事業統括本部長	2019年4月1日
平 島 孝 人	執行役員 バルブ事業統括本部技術本部長	2019年4月1日
沖 村 一 徳	執行役員 法務部長、知的財産部担当	2019年4月1日

3. 当事業年度末以降における執行役員（兼任取締役を除く）の担当の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
坂 根 哲 夫	バルブ事業統括本部国内営業本部長及びアジア汎用弁戦略室副室長	バルブ事業統括本部国内営業本部長	2019年4月1日

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役	6名	174百万円
監 査 役	4	62
計	10	237

- (注) 1. 取締役及び監査役の年間報酬限度額は株主総会において次の通り決議されております。
 取締役報酬額（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含む）
 年額300百万円以内（2006年6月29日開催の定時株主総会）
 監査役報酬額
 年額70百万円以内（1994年6月29日開催の定時株主総会）
2. 当事業年度末現在の人員は取締役6名、監査役4名の計10名であります。
3. 上記には使用人兼務取締役に対する使用人分給与、賞与及び株式報酬は含んでおりません。
 なお、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は24百万円、賞与は25百万円、株式報酬は2百万円であります。
4. 報酬等の額には当事業年度に役員賞与引当金として計上した役員賞与51百万円及び役員株式給付引当金として計上した株式報酬20百万円を含んでおります。
5. 上記のうち社外取締役3名の報酬等の合計額は31百万円、社外監査役2名の報酬等の合計額は19百万円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a. 社外取締役 松本和幸氏は、株式会社トプコンの社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 社外取締役 天羽稔氏は、大塚化学株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。
- c. 社外取締役 藤原裕氏は、ナブテスコ株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。
- d. 社外監査役 作野周平氏は、横河ソリューションサービス株式会社の監査役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動の状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本和幸	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
取締役	天羽稔	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
取締役	藤原裕	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
監査役	高井龍彦	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。
監査役	作野周平	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付で名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	108百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	13百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	122百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額に記載した金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である収益認識に関する会計基準に係るアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

3. 当社の重要な海外子会社におきましては当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が監査計画の策定において、監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいるかについて監査役会の定めた評価基準に沿って検討するとともに、前期の監査の有効性・効率性、追加報酬精算の有無、監査時間と報酬単価の過年度推移、報酬見積りの算定根拠及び非監査業務契約の締結状況等を勘案し審議した結果、会計監査人の監査計画は適切であり、その報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

ロ. 会計監査人の独立性、適格性等に重大な疑義が認められる場合、または職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備が認められ、監査品質の確保に向けた改善の見込みがないと思料される場合など、会計監査人が監査品質を維持し、継続してその職務を適正に遂行することが困難であると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人を解任または不再任とする株主総会の議案の内容及び新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。

八、監査役会が、会計監査人の監査品質、独立性、適格性、信頼性、有効性、効率性等を総合的に評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、監査役会は、現任の会計監査人を再任せず、新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

3. コーポレートガバナンスの状況

①コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創造的かつ質の高い商品・サービスの提供により持続的に企業価値の向上を図ることを企業理念に掲げ、社会的に責任ある企業として、株主をはじめ、すべてのステークホルダーに配慮した経営の実現に取り組んでいます。

また、経営の効率性とコンプライアンスの強化を図るため、ステークホルダーからの要請や社会動向などを踏まえ、迅速かつ効率が良く、健全で透明性の高い経営が実現できるよう様々な施策を講じてコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでいます。

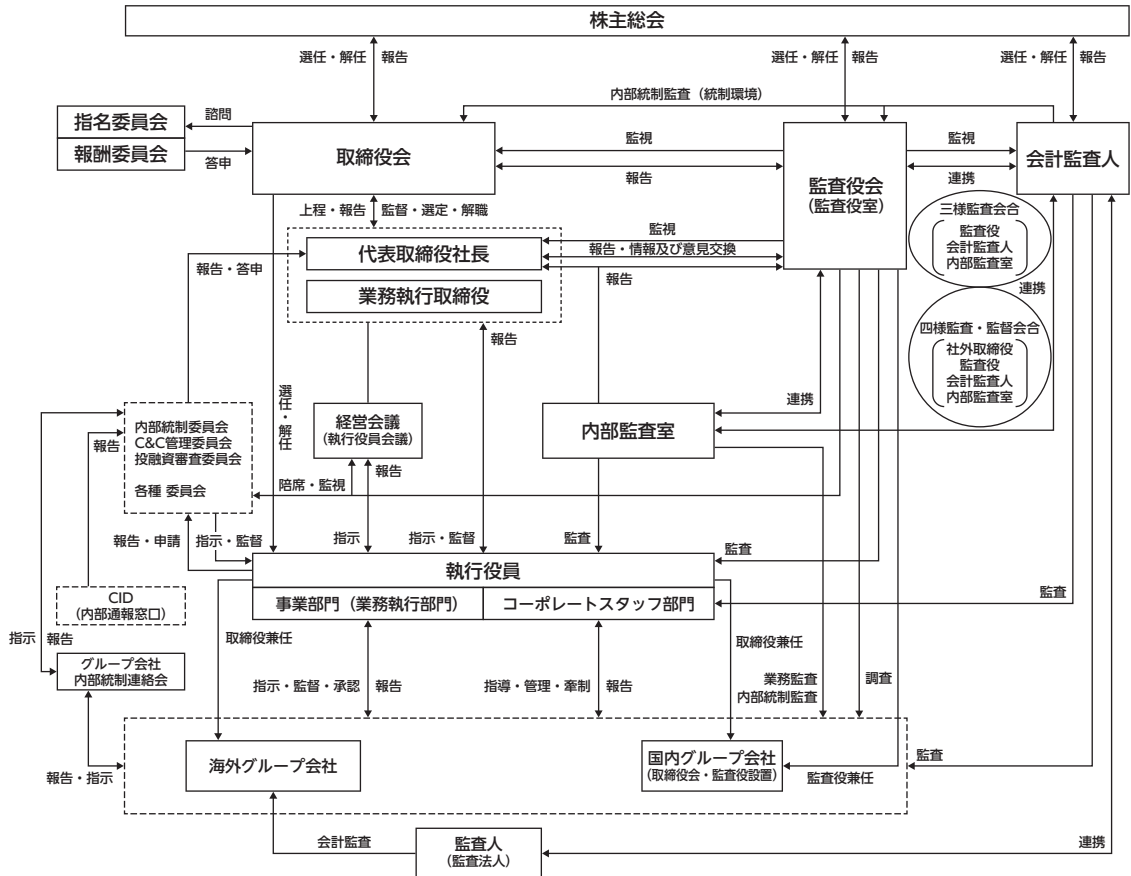
②コーポレートガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社の機関設計を採用しており、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、独立した客観的な立場から監査役及び監査役会が取締役会に対する実効性の高い監督を行うことにより、適切な意思決定及び業務執行の実現と組織的に十分牽制の効くコーポレートガバナンス体制の確立を目指しています。

また、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営体質の強化を図り経営環境に機動的に対応できるように、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の監督機能を強化するため取締役の半数を社外取締役としています。さらに業務執行に係る迅速な意思決定を図るため執行役員制度を採用しています。

また、取締役候補者、監査役候補者及び執行役員を選任並びに取締役の報酬についてはその公正性と透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会をそれぞれ設置しています。

【当社のコーポレートガバナンス体制】



4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、当社の取締役会が決議した内容は次の通りです。

内部統制基本方針

当社は、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ」という。）の企業理念である「キッツ宣言」により「創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献する」というミッションを掲げ、その実現に向けてグループの経営基盤を健全かつ強固なものにするため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制）を以下の通り構築し運用します。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役・使用人は、法令及び定款並びに「キッツ宣言」、「行動指針」、「コンプライアンス行動規範」、「環境経営方針」、「グループ財務の基本方針」及び当社または子会社の取締役会が定めるその他の方針等に基づき、その実践と遵守を徹底する。
 - (2) 取締役会は、定期的に業務執行取締役及び執行役員から業務執行状況について報告を受け、各取締役の職務の執行を監督する。
 - (3) 監査役は、取締役の職務の執行に対し、監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査役監査を実施する。
 - (4) グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処、クライシスへの対応並びにリスクマネジメントを管轄する機関として、社長を委員長とするC&C管理委員会を設置し、グループ全体の遵守を推進する。
 - (5) グループにおいて、法令またはコンプライアンス行動規範への違反が生じた場合、あるいは疑われる行為を認識した場合、通報、報告及び提言ができるグループを横断する内部通報制度を設け、その受付窓口として、コンプライアンス・インフォメーション・デスク（以下「C I D」という。）を当社及び各子会社並びに弁護士事務所内に設置する。

- (6) 当社及び子会社の取締役・使用人に「コンプライアンス・プログラム・ガイドブック」を配布し、コンプライアンスの啓蒙・教育を行うとともに、C I Dについて周知する。
 - (7) グループにおいて、反社会的勢力との関係を排除し、いかなる脅迫にも屈せず、どのような要求であっても拒否し、毅然とした姿勢で反社会的勢力に対応する。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的記録を含む）の情報を法令及び社内規程に従い適切に保存し管理する。
 - (2) 上記の文書等の情報は、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループの業務執行におけるリスクマネジメントを推進するため、グループリスクマネジメント担当役員を設置する。
 - (2) グループの業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについては、C & C管理委員会において分析、評価及び改善策の検討・実施を行う。
 - (3) グループに予想される天災等による事業中断に係る危機に備えるため、事業継続計画（BCP）を整備し運用する。
 - (4) グループの業務執行に係る様々なリスクの管理体制を構築し、子会社から当社への承認申請事項・報告事項等について定めたグループ会社規程により子会社のリスク情報を管理する他、内部監査室による内部監査の実施等により、グループ一体としての損失に係る危機管理を推進する。
 - (5) グループの業務執行に係るリスクを評価するため、内部統制、クライシス対応・リスク管理・コンプライアンス推進、安全保障貿易管理、投融資審議及び情報セキュリティ・個人情報保護などに関する各種委員会組織を設置・運用することにより、必要な対応を執る。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の員数の適正化を図るとともに、執行役員制度を導入することにより、取締役会の迅速な意思決定、監督機能強化及び業務執行における責任の明確化を図る。
- (2) 豊富な経験と公正な見識を有する社外取締役を登用し、取締役会における経営上の決定事項につき適正性・妥当性を高める。
- (3) 当社及び子会社の取締役会における意思決定は、取締役会規程及び稟議決裁規程に基づいて行う。
- (4) 職務権限規程、稟議決裁規程及びグループ会社規程等により、取締役会からの権限委譲の範囲を定め、迅速かつ効率的な業務執行を図る。
- (5) グループの事業活動に関し、経営基本方針、中期経営方針及び年度事業計画等を策定し、取締役会において決定する。
- (6) 経営会議において、取締役会が決定した経営方針及び経営計画に関する進捗の確認・調整を行うとともに、経営及び業務執行に関する重要な事項について協議し決定する。
- (7) コーポレートガバナンス・コードの各原則を実現するための対応方針を定め、企業統治の充実を図るとともに、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う。
- (8) 取締役会が適正かつ効率的に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループの業務の適正と効率性を確保するため、規程類を制定・整備するとともに、経営目標の達成状況を適時に把握・活用するために情報システムの構築・整備を進める。
- (2) グループにおける会社間の取引は、法令及び会計原則その他の社会規範に照らし、公正・妥当なものとする。
- (3) グループ会社規程に基づき、当社において、各子会社を所管する組織を定め、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、損失の危険の管理に関する体制、職務の執行が効率的に行われる体制及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、グループにおける業務の適正を図る。
- (4) 代表取締役、業務執行取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、子会社が、適切な内部統制システムを整備し、運用するよう指導する。また、子会社の代表取締役及び取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を求め、指導する。

- (5) 当社における子会社の所管部門等は、所管する子会社の取締役を兼ねる他、経営の監視及び監督を行うとともに、グループ会社規程に基づき、子会社の業務の執行に係る重要事項について事前承認を行う。
 - (6) コーポレートスタッフ部門は、その機能別に子会社に対し必要に応じた指導を行い、効率的かつ適正な業務の遂行を支援する。
 - (7) 内部監査室を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施し、各社の業務全般にわたる内部統制の有効性、妥当性を確保する。
 - (8) 内部監査室は、業務監査の計画、その実施状況及び結果について、重要度に応じて、当社の代表取締役、各子会社を所管する取締役・執行役員及び当社の監査役並びに子会社の代表取締役に報告する。
 - (9) 財務報告の信頼性を確保するため、グループ全社の内部統制の状況及び業務プロセスについて、内部統制委員会の方針に基づき評価、改善及び文書化を行い、取締役会はこれらの活動を定期的に確認する。
 - (10) 常勤監査役は、監査役設置会社である子会社の監査役を兼務することにより、子会社の経営状況の監視・検証を実効的かつ適切に行うとともに、グループ全体の連結経営状況を把握できるよう、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携する。
 - (11) 取締役及び子会社の取締役は、監査役が出席または陪席する取締役会、経営会議及びその他の重要会議等において、その担当する業務の執行状況について監査役に報告する。
6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) グループ会社規程をすべての子会社に適用し、取締役会及び経営会議の決裁・報告の基準に基づき、子会社が当社に対し、経営上の重要事項に関し、事前承認を求めること並びに取締役会及び経営会議へ報告することを義務付ける。
 - (2) 当社における子会社の所管部門の取締役及び執行役員は、職務の執行に係る重要事項について、所管する子会社の取締役その他使用人から適宜報告を受ける。

7. 当社の監査役を補助すべき使用人の配置に関する事項

- (1) 監査役会及び監査役の職務を補助する組織として、監査役会直属の監査役室を設置する。
- (2) 監査役室に、前号の職務を遂行するに足る能力を有する使用人(以下「監査役室員」という。)を配置する。
- (3) 監査役室は、監査役の指示に従いその職務を行う他、監査役会の事務局業務を遂行する。

8. 前項の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役室員は専任とし、取締役からの独立性を保持し、他の業務執行の役職を兼務しない。但し、子会社の監査役を兼ねることができる。
- (2) 監査役室員の任命及び異動等の人事に関する事項については事前に監査役会の同意を得る。
- (3) 監査役室員の人事考課は、監査役会規程に従い、監査役会が行う。

9. 当社及び子会社の取締役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び子会社の取締役・監査役は、法令または定款に違反する行為その他会社の経営または業績に重大な影響を与える行為・事項・事象については、把握次第速やかに、当社の監査役に対し報告を行う。
- (2) 当社の取締役及び子会社の取締役・監査役は、当社の監査役が業務の執行状況及び財産の状況その他の事項について報告を求めた場合は的確に対応する。当社及び子会社の使用人についても同様とする。
- (3) 前各号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずる。
- (4) 内部監査室は、監査役との連携を図り、監査の結果及び監査の過程で得た重要な内部情報を適時に監査役に報告するとともに、監査役の求めに応じ監査情報を提供する。
- (5) C&C管理委員会は、グループにおけるC I D等への内部通報の内容及びその対応の状況について、監査役と情報共有する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役会及び監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。但し、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。
 - (2) 監査役及び監査役会の職務の執行上で利用した弁護士等の専門家への報酬その他の費用は、前払いのものを含め、当社が負担する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、定期的に代表取締役との間で意見交換会を開催する他、業務執行取締役及び執行役員と経営上の課題について情報や意見を交換する機会を設ける。
 - (2) 監査役会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に「三様監査会合」を開催し、監査状況等の報告を受け、情報及び意見の交換を行い、緊密な連携を図る。
 - (3) 監査役会は、会計監査人、独立社外取締役及び内部監査室との四者で構成する「四様監査・監督会合」を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換及び認識の共有を図り、監査役の監査機能と独立社外役員の監督機能の向上に努める。
 - (4) 常勤監査役は、監査役制度のある子会社の監査役を兼務し、経営状況の把握に努める他、必要に応じて当社及び子会社の重要会議に出席し、意見を述べるができる。
 - (5) 監査役及び監査役会は、監査の実施に当たり、必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用できる。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム関係全般について

- (1) 取締役会は、会社法改正に伴い内部統制システムに係る基本方針を2006年5月に制定し、その後一部改訂を重ねましたが、2018年9月に全面的に改定しました。
- (2) グループの内部統制を有効に機能させるために、グループを統制する各種の基本方針及び管理規程を制定し、内部統制推進担当部門を通じてグループの内部統制の強化・推進に取り組みました。
- (3) 内部統制委員会及びグループ会社内部統制連絡会を定例で開催し、当社及び子会社の内部統制システム運用状況の確認及び今後の取組計画について審議しました。

2. コーポレートガバナンス関係全般について

- (1) 取締役会を年15回開催し、取締役会規程の付議基準に基づき、経営上の重要事項の決定を行った他、当社及びすべての連結子会社について業務執行の報告を行いました。なお、安全・コンプライアンス・リスク等の他、直近の重要事項及びトピックスについても報告しています。
- (2) 取締役会の議案審議・業務執行報告に際し、取締役会の議論を尽くすために十分な審議時間を設けました。また、社外取締役3名及び社外監査役2名を含む監査役4名が、必要な意見の陳述あるいは指摘・助言を行うなど、経営上の課題について闊達な議論を行いました。
- (3) 取締役会全体の実効性の確保を図るため、2018年5月に社外取締役を含むすべての取締役及び社外監査役を含むすべての監査役を対象として、取締役会の評価に関するアンケート調査を実施し、取締役会において分析・評価を行いました。その評価結果の概要はコーポレートガバナンス報告書において開示しております。なお、調査結果においては取締役会が効率的かつ的確に運営されているとの評価を確認しました。しかし、一方で最高経営責任者等の後継者計画及び取締役会の多様性等について改善点の提案を含むいくつかの建設的な意見が寄せられたことから、今後、これらを課題として議論を行い、さらなる実効性の確保に取り組む方針です。
- (4) コーポレートガバナンス・コードの改正に伴い当社の対応方針の改訂を行うとともに、政策保有株式保有の見直しに関する基準及び役員選解任に関する基準を策定し、当社のホームページに掲載・開示した他、政策保有株式の売却を進めました。
- (5) 取締役候補者、監査役候補者及び執行役員指名並びに取締役の報酬については、その公正性と透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関（過半数を社外取締役で構成）である「指名委員会」と「報酬委員会」をそれぞれ開催しました。
- (6) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、監査役及び会計監査人との連携を図り、財務報告に係る内部統制監査及び業務監査を行いました。また、財務報告の信頼性を確保するため、当社をはじめ、事業規模に応じて子会社の内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、会計監査人による内部統制監査を受けました。
- (7) 株主・投資家等のステークホルダーに対して、適時・適切な情報開示を行い、経営の公正性と透明性を維持するため、機関投資家及びアナリストを対象として四半期毎に決算説明会を、個人投資家を対象とする会社説明会をそれぞれ開催しました。
- (8) 各子会社を統括する取締役及び執行役員が子会社の取締役または監査役を兼任し、子会社の取締役会に出席するとともに、取締役の業務の執行について監督・監視を行いました。

- (9) 取締役会の記録及びその他稟議書等については、文書管理の社内規定に基づき、適切に保存・管理しています。

3. コンプライアンス関係全般について

- (1) コンプライアンスの推進及びクライシス対応（リスクマネジメントを含む）を所管するC&C管理委員会を定例・臨時で年23回開催し、当社グループに係属する訴訟・紛争及び内部通報に関する事項その他事業上のリスク等について審議し、基本方針の策定及び施策の実施を行いました。
- (2) 当社グループの取締役または従業員が法令、定款及び諸規則等に違反し、もしくは違反するおそれがある事実を発見したときは、速やかにC&C管理委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士または監査役等に直接相談・報告することを可能とする体制を整えています。また、内部通報の概要については取締役会で報告されています。
- (3) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員各々の行動と企業活動の指針とするため、キッツ宣言、行動指針及びコンプライアンス行動規範を制定しており、代表取締役社長自らが率先垂範してこれらを実行し、法令及び企業倫理の遵守を徹底しました。また、コンプライアンス体制の適用範囲を海外子会社まで拡大しており、コンプライアンスプログラムの現地語訳などを作成し、啓蒙活動に努めています。
- (4) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員を対象として、法務部及び内部監査室等の各部門がキッツ宣言、内部統制、コンプライアンス、内部監査、安全保障貿易管理、個人情報を含む情報セキュリティ及び知的財産その他企業法務全般に関する社内セミナーを計画的に開催し、コンプライアンス経営に対する意識の高揚と知識の向上を図りました。

4. リスク管理関連全般について

- (1) リスクマネジメント担当役員が所管する事業継続マネジメントタスクフォースチームを中心に、子会社を含むグループ事業継続計画をより充実させる取組みを行いました。
- (2) 投融資審査委員会を年15回開催（必要の都度開催）し、当社及び子会社の重要な投融資に関して、総合的な視点から評価を行い、計画推進、計画変更または計画中止の判断を行いました。

-
- (3) 子会社を含めたグループ安全保障貿易管理委員会、全社環境委員会、品質保証委員会及び情報セキュリティ・個人情報保護委員会を定例で開催し、当社及び子会社に係る法令上の課題及びその他個別の課題について審議し、基本方針の策定及び施策の実施を行いました。

5. 監査役関連全般について

- (1) 第105期は15回の監査役会を開催した他、代表取締役社長との意見交換会を4回開催し、監査結果の報告及び意見の交換を行いました。また、監査役室が、監査に資する情報を監査役会に提供するとともに、会計監査人等との連携を図りながら監査補助業務を遂行し、監査役監査の実効性の向上に努めました。
- (2) 常勤監査役が、茅野工場内に設置した監査役室分室を活用し、工場及び周辺の子会社の監査を効率的に行いました。
- (3) 監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図るため、三様監査会合を6回開催し、各監査の実効性及び効率性の向上に努めました。内、2回は、社外取締役を交えて四様監査・監督会合として情報及び意見の交換を行い、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- (4) 企業集団の内部統制の監視・検証のため、常勤監査役が国内及び中国・台湾の子会社の監査役を兼任し、各子会社の取締役会等において取締役の職務の執行等を監査し、必要に応じて意見を述べました。

5. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現在、敵対的買収防衛策を導入しておりません。

6. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、配当金を株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。当面の業績動向に加え、今後の事業拡大のための設備投資、開発投資、あるいはM&Aなどの資金に加え、借入金返済、社債償還のための資金ニーズにも対応すべく内部留保の充実を図りつつ、配当の継続性、安定性にも十分留意し実施したいと考えております。

当面の配当性向といたしましては、上記の趣旨を勘案し、親会社株主に帰属する当期純利益の25%前後を望ましい水準としてまいりました。また、連結総還元性向の目標については、2016年5月に公表いたしました第3期中期経営計画において、従来の親会社株主に帰属する当期純利益の3分の1前後から、自己株式の取得に更に積極的に取り組み、株主の皆様への利益還元をより一層充実させていくこととしてまいりました。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針等を勘案し1株当たり12円とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当（1株当たり8円）を含め20円となり、一株当たりの年間配当額としては、上場以来過去最高となりました。なお、連結配当性向は34.2%となりましたが、今回の配当額は韓国子会社 Cephass Pipelines Corp.に関する固定資産の減損損失24億83百万円を除いた親会社株主に帰属する当期純利益81億9百万円に基づき算定しており、この場合の連結配当性向は23.7%となります。また、2018年7月30日開催の取締役会決議に基づき当事業年度内に実施した自己株式の取得19億49百万円及び2019年3月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得78百万円を含めた株主還元の総額は39億40百万円、連結総還元性向は70.1%となりました。

なお、第4期中期経営計画の策定にあたり、翌事業年度からの配当性向については、株主の皆様への配当による利益還元のさらなる充実のため、従来の親会社株主に帰属する当期純利益の25%前後から10%引き上げ、35%前後を望ましい水準とすることに變更いたしました。

翌事業年度の配当金は、連結業績予想による親会社株主に帰属する当期純利益の場合、年間24円を見込んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	71,226
現金及び預金	13,660
受取手形及び売掛金	19,484
電子記録債権	10,715
商品及び製品	10,282
仕掛品	5,683
原材料及び貯蔵品	8,500
その他	3,054
貸倒引当金	△153
固定資産	60,430
有形固定資産	41,677
建物及び構築物	10,199
機械装置及び運搬具	11,642
工具・器具及び備品	5,307
土地	10,500
建設仮勘定	3,807
その他	220
無形固定資産	9,420
のれん	887
ソフトウェア仮勘定	6,599
その他	1,933
投資その他の資産	9,332
投資有価証券	4,943
退職給付に係る資産	326
繰延税金資産	1,316
その他	2,748
貸倒引当金	△2
資産合計	131,657

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	22,227
買掛金	6,625
1年以内償還予定社債	774
短期借入金	1,220
1年以内返済予定長期借入金	2,521
未払法人税等	1,434
未払消費税等	535
賞与引当金	2,529
役員賞与引当金	206
その他	6,379
固定負債	32,600
社債	21,904
長期借入金	7,037
繰延税金負債	807
役員退職慰労引当金	362
役員株式給付引当金	124
退職給付に係る負債	749
資産除去債務	408
その他	1,207
負債合計	54,827
(純資産の部)	
株主資本	74,411
資本金	21,207
資本剰余金	5,674
利益剰余金	51,562
自己株式	△4,032
その他の包括利益累計額	1,185
その他有価証券評価差額金	1,333
為替換算調整勘定	△254
退職給付に係る調整累計額	107
非支配株主持分	1,232
純資産合計	76,829
負債純資産合計	131,657

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		136,637
売上原価		98,188
売上総利益		38,449
販売費及び一般管理費		26,735
営業利益		11,713
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	206	
保険収入	173	
為替差益	122	
雑益	513	1,017
営業外費用		
支払利息	252	
売上割引	415	
手形売却損	24	
雑損失	154	847
経常利益		11,883
特別利益		
有形固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	0	
その他	1	12
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	104	
減損損失	2,675	
その他	7	2,787
税金等調整前当期純利益		9,108
法人税、住民税及び事業税	3,312	
法人税等調整額	33	3,345
当期純利益		5,762
非支配株主に帰属する当期純利益		136
親会社株主に帰属する当期純利益		5,625

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,207	5,674	47,679	△2,004	72,556
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,742		△1,742
親会社株主に帰属する当期純利益			5,625		5,625
自己株式の取得				△2,028	△2,028
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却					－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	3,883	△2,028	1,854
当期末残高	21,207	5,674	51,562	△4,032	74,411

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,279	1,291	89	3,660	1,173	77,391
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,742
親会社株主に帰属する当期純利益						5,625
自己株式の取得						△2,028
自己株式の処分						0
自己株式の消却						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△946	△1,546	17	△2,475	58	△2,416
連結会計年度中の変動額合計	△946	△1,546	17	△2,475	58	△561
当期末残高	1,333	△254	107	1,185	1,232	76,829

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	36,702
現金及び預金	3,915
受取手形	868
電子記録債権	8,006
売掛金	9,129
商品及び製品	3,169
仕掛品	1,986
原材料及び貯蔵品	2,165
短期貸付金	5,259
その他	2,203
貸倒引当金	△2
固定資産	62,343
有形固定資産	16,007
建物	2,670
構築物	430
機械及び装置	4,158
工具・器具及び備品	4,498
土地	3,789
建設仮勘定	292
その他	167
無形固定資産	7,880
投資その他の資産	38,455
投資有価証券	4,588
関係会社株式	27,162
長期貸付金	6,309
繰延税金資産	671
その他	1,940
貸倒引当金	△2,217
資産合計	99,045

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	17,165
買掛金	5,084
1年以内償還予定社債	574
短期借入金	4,337
1年以内返済予定長期借入金	2,011
未払法人税等	893
賞与引当金	1,504
役員賞与引当金	51
その他	2,707
固定負債	27,801
社債	21,904
長期借入金	4,496
役員株式給付引当金	124
その他	1,276
負債合計	44,966
(純資産の部)	
株主資本	52,764
資本金	21,207
資本剰余金	5,715
資本準備金	5,715
その他資本剰余金	0
利益剰余金	29,875
その他利益剰余金	29,875
繰越利益剰余金	29,875
自己株式	△4,032
評価・換算差額等	1,314
その他有価証券評価差額金	1,314
純資産合計	54,079
負債純資産合計	99,045

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		72,262
売上原価		52,415
売上総利益		19,847
販売費及び一般管理費		13,861
営業利益		5,985
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,922	
保険収入	131	
雑益	99	2,153
営業外費用		
支払利息	228	
売上割引	215	
為替差損	40	
雑損失	45	530
経常利益		7,609
特別利益		
有形固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	
関係会社清算益	125	127
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	21	
減損損失	58	
関係会社株式評価損	3,020	
その他	6	3,106
税引前当期純利益		4,630
法人税、住民税及び事業税	1,682	
法人税等調整額	△38	1,644
当期純利益		2,985

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	21,207	5,715	－	28,631	△2,004	53,549	2,219
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△1,742		△1,742	
当期純利益				2,985		2,985	
自己株式の取得					△2,028	△2,028	
自己株式の処分			0		0	0	
自己株式の消却						－	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							△905
事業年度中の変動額合計	－	－	0	1,243	△2,028	△784	△905
当期末残高	21,207	5,715	0	29,875	△4,032	52,764	1,314

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社キッツ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッツの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、伸銅品事業を営む連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社キッツ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッツの2018年4月1日から2019年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役会規程に従い、以下の方法で必要な審議等を行いました。

- ①当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について定期的に報告を受け、取締役の職務の執行に関して審議いたしました。
- ②社長との意見交換の機会を定期的に設け、監査結果の報告及び意見交換を行ったほか、必要に応じて、取締役及び使用人等から報告を受けました。
- ③会計監査人及び内部監査室長を定期的に監査役会に招聘し、三様監査の連携を図り、各監査の実効性及び効率性の向上に努めるとともに、適宜に社外取締役も交えて意思疎通を図り、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- ④会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」（2017年3月金融庁）の適用状況等、監査品質の確保に向けた取組みについて報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人を翌事業年度において再任するかの適否について、監査役会が定めた評価の基準及び会計監査人の解任または不再任の決定方針に照らして審議いたしました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②子会社については、常勤監査役2名が分担して国内子会社の監査役を兼任し、子会社取締役の職務の執行を監査したほか、海外子会社を含む子会社の取締役会等に出席し、業務及び財産の状況並びに内部統制システムの構築及び運用状況等について報告を受けました。また、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて業務等の状況を調査いたしました。
- ③事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の内容の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について取締役会等において報告を受け、必要に応じて意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等において報告を受けるとともに、EY新日本有限責任監査法人及び内部監査室長から当該内部統制の評価及び監査の状況等について定期的に報告を受けました。
- ④会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を検討いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査人の再任の決定

監査役会は、審議の結果、第106期事業年度においてもEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

2019年5月27日

株 式 会 社 キ ッ ツ 監査役会

常勤監査役 近 藤 雅 彦 ㊟

常勤監査役 木 村 太 郎 ㊟

社外監査役 高 井 龍 彦 ㊟

社外監査役 作 野 周 平 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルニューオータニ幕張 2階 ^{つるにし}「鶴西の間」

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3 TEL (043) 297-7777 (代表)

交通

● JR京葉線 「海浜幕張駅」南口より徒歩約5分

● JR総武線・京成電鉄 「幕張本郷駅」

京成バス「海浜幕張駅」行き 海浜幕張駅下車 南口より徒歩約5分

京成バス「ZOZOマリンスタージアム」行き タウンセンター下車 徒歩約3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。